

各種申請書の入手方法

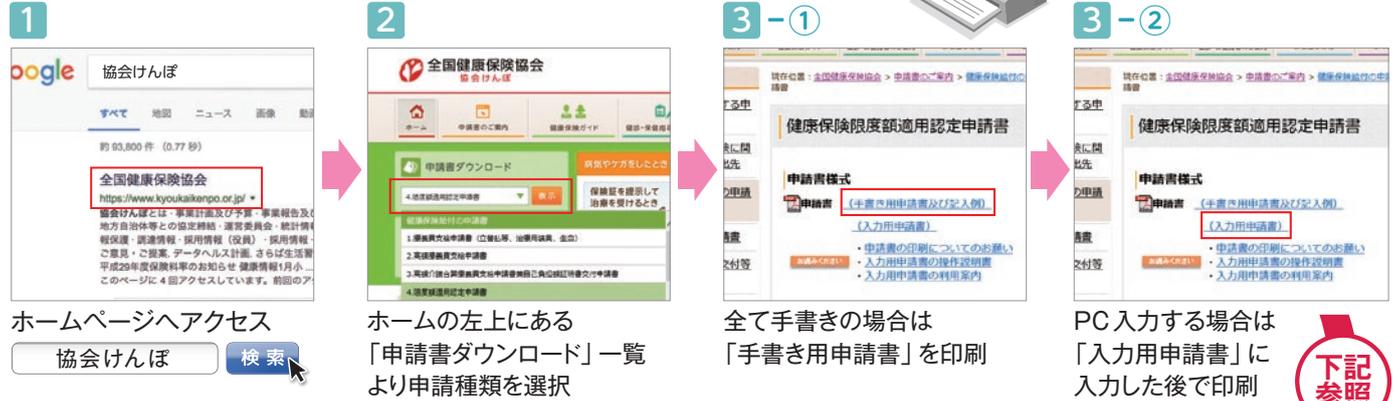


申請書はどこでもらえるの？

ホームページから印刷することができます。



ホームページから申請書を印刷する際の流れ



下記参照

●入力用申請書について

入力できるPDFファイルを利用し、パソコンで申請書の入力・作成ができます。

サービスの主な特徴

- ① 入力時に、その項目の説明を参照しながら、入力できます。
- ② 入力漏れ等をチェックしながら、入力できます。
- ③ ①や②のチェックにより、記入漏れや誤りによる返戻・再提出の手間が少なくなります！

▶▶是非ご利用ください◀◀

【例】

健康保険 限度額適用認定 申請書

記入方法等については、「健康保険 限度額適用認定 申請書 記入の手引き」を参照してください。 記入見本 0112

被保険者証の番号は必須入力項目です。入力してください。

警告: JavaScript ウィンドウ - 被保険者証の番号は必須入力項目です。入力してください。

申請書を即時に入手できる
ネットプリントもご利用になれます。

コンビニエンスストアのマルチコピー機を利用することで、即時に申請書等を入手することができます。

——詳しくは協会HPをご覧ください。



専用の申請書をご記入のうえ、当協会へご提出ください！



詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。協会けんぽ都道府県支部へお問い合わせください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

協会けんぽ

業務上や通勤途中にケガをした場合は

**健康保険を
使用することが
できません。**



業務上や通勤途中のケガは労災保険の適用となります。

下記のような場合は、健康保険証を使用できません。

- 業務中に転倒し骨折したが、パート・アルバイト(学生)なので保険証を利用するよう言われた。
- 通勤途中の事故だけど、軽いケガまたは自損事故だから保険証を使いたい。
- 業務上の事故だったが、勤務先に迷惑がかかるから、労災保険は使いたくない。
- 営業中に私用車(自家用)を運転していてケガをしたので、保険証で受診しようと思う。



**業務上や通勤途中に負傷したことで
医療機関を受診する場合は、
負傷した原因を医療機関へ正しく伝えて、
労災保険扱いで診療を受けてください。**

業務上・通勤途中でのケガに該当するか判断が難しい場合は、勤務先を管轄する労働基準監督署へご相談ください。

本来労災保険扱いにすべき診療について健康保険扱いで受診した場合は、後日当協会より医療費(総医療費の7~9割)を返還していただくこととなります。

業務上・通勤途中の傷病の可能性のある場合の確認の流れ

- 1 事業所ご担当者様は、対象者から状況を確認のうえ、業務上・通勤途中の傷病の可能性のある場合には、労働基準監督署に確認してください。
- 2 労働基準監督署で確認した結果、業務災害、通勤災害に該当しない場合は、労働基準監督署の担当者の名前、該当しない理由を確認して控えておいていただき、協会けんぽへご連絡ください。
- 3 協会けんぽへご連絡いただきましたら、負傷原因をご報告いただく資料を対象者様へ送付させていただきますので、必要事項をご記入いただき、協会けんぽへご提出ください。